

EUの中のフランス

——フランス共和国大統領選挙と治安・移民政策¹⁾——

浦 中 千佳央

France in EU:

The French Republic Presidential Election 2012, from the Standpoint of the Public Security
and an Immigration Policy

Chikao URANAKA

はじめに

京都産業大学世界問題研究所の本年度テーマが「ヨーロッパの歴史的和解」という事です。2012年はちょうどフランス共和国大統領選挙の年に当たり、上記テーマと共和国大統領選挙に関連して論文を書けないかと思案しました。そこで過去の大統領選、特に2002年共和国大統領選挙第1回投票で極右政党「国民戦線」(Front National) 党首ジャン・マリー・ルペン (Jean Marie LePen) 氏が現職首相を破り決選投票に進んだ政治的ショックから続くフランスの政治的課題、「治安・移民問題」²⁾について論じられないかと考えました。調査していくと、治安・移民問題を端緒に、極右政党の躍進は他の欧州連合(以下EUと表記)加盟国でも見受けられる現象になっています。例えば、オーストリアの「オーストリア自由党」、ギリシャの「黄金の夜明け」、オランダの「自由党」などが挙げられます。

確かに各加盟国でも独自の治安、移民政策を扱っていますが、現在、治安・移民政策の大綱的な方針はEU共通政策に組み込まれています。ではこのEUというのは何なのかと言えば、第2次世界大戦で引き起こされた凄惨な人的、物的、文化的被害を繰り返してはいけないという、ヨーロッパ市民の強い決意に基づいて構築された汎ヨーロッパ的地域連合です。確かに第2次世界大戦より以前のライバル関係というもの(英仏などは1066年ヘイスティングスの戦い、ナポレオン戦争等)も各国抱えているのですが、EUの市場統合、人、モノカネの自由な流れ等を実現するためには、まず戦争の原動力となる「鉄」、「石炭」をコントロールしようとの発想から生まれた、1950年創設の「欧州石炭・鉄鋼共同体」に始まります。そして、その理念の実現に半世紀もの時間を費やしたのです。

本稿ではまず、EU共通政策の内、刑事・司法分野の史的変遷を俯瞰し、その後、フランスの治安政策の変遷、2002年からの共和国大統領選挙の投票動向を分析したいと思います。

1 EU加盟国内の刑事・司法協力

1) EU 刑事・司法協力の道程

EUの究極的目標は政治統合ですが、それに至るまでには障害が山積しており、比較的理解の得やすい、経済分野での統合がまず進んでいます。ギリシャ経済危機以降、何かと話題のEU共通通貨、ユーロの導入でその目的は達しつつあります。しかし、比較的進行している経済分野での統合に比べ、刑事・司法分野は遅れ気味です。なぜならば、通貨政策は妥協しても実利を得る可能性があります、刑事・司法分野は、まさに「主権」そのものの問題で、妥協しても目に見える形での実利は得られない場合が多く、自国民を他国へ引き渡す、或いは外国人を逮捕というのは様々な問題を内包し、時には「ナショナリズム」の刺激という形でその反応が現れるなど、安易な妥協が許されなかったのです。付け加えるなら国外へ逃亡するというのは犯罪者だけではなく、歴史的には革命で追われた王族、政争で敗れた政治家等というケースもあり、ヨーロッパ諸国では自国民の引き渡しは時として問題化するのです。

しかし、現実には時として二か国間、あるいは多国間での刑事協力、共助を必要とし、例えば警察の越境捜査権が挙げられます。ヨーロッパの国々の多くが地続きなので、逃亡を図る犯罪者がいつまでも犯罪を犯した地にとどまるといふ事はありません。このため、隣国の警察が犯罪者を追跡中に他国領内に入ってしまうということもある。現に、昔、ドイツ領内に越境追跡したフランス警察官が逮捕される事例もあります³⁾。このような事態を避けるため、例えば警察協力が重要視され、1969年にオランダ、ベルギー、ドイツ警察の警察官が組織した非公式な協力体制“*Nébedéacpol*” (*N*Ederlands, *B*elgium *D*eutschlands *A*ction *P*OLice) が創設されました。この3か国は互いに国境を接しているので犯罪者の国境を超えての捜査共助、情報交換を目的としたものです⁴⁾。

こうした中、同分野で先行したのが、テロ及び麻薬対策分野における協力でした。テロ対策分野では、1971年に「ベルンクラブ」と呼ばれる、欧州諸共同体加盟国⁵⁾の情報機関の長にスイス、アメリカを加えての秘密会合が開催されました。1979年には「ウイーンクラブ」と呼ばれる会合が開催され、フランス、イタリア、ドイツ、オーストリア、スイスの代表者が集まり、テロリストと疑わしき人物の情報交換を改善に関して討議をし、1979年には「キャンテコクラブ」と呼ばれる、FBIの主導による会議が開かれ、ドイツ、オーストラリア、カナダ、アメリカ、フランス、英国、スウェーデンがテロ問題について討議しました。

テロ対策分野においては、“*TREVI*”という制度が、その後のEU共通刑事司法政策の原点となり、ユーロポール創設へとつながる。1970年代に欧州で多発したテロ（ミュンヘンオリンピック人質事件、イタリア赤い旅団事件、ドイツ赤軍事件等）が契機となり、テロ対策が急務となりました。そこで1975年12月1日のローマでの当時の12か国の会合で誕生したのが *TREVI* と呼ばれるグループであっ

た。*TREVI*とはローマのトレヴィの泉の名前に引っ掛け、(*Terrorisme, Radicalisme, Extrémisme et Violence internationale*) から命名されたものです。*TREVI*の本質的な目的は関係各国閣僚、政府高官の各国のテロに関する情報の交換を目的とする会合の奨励にありました。このため、*TREVI*は関係閣僚、政府高官、専門家からなる会合という形式をとり、この*TREVI*はその後、その内容が発展して行き、“*TREVI*”、*TREVI II*、*TREVI III*、*TREVI 92*という4つの段階に分けることができます。

*TREVI I*はテロ対策の専門家を集め、6か月に1回、テロの脅威についての評価をしていた。*TREVI II*は公秩序維持、装備、警察関係者への研修、経験、情報の交換の交換。*TREVI III*は1985年6月21日に発足し、組織犯罪対策に取り組んだ。*TREVI 92*は1989年4月1日に設置、国境の自由化に関連する安全不安対処の方法を研究する任務を託されていた。

テロ対策分野と並んで重要視されていたのが麻薬対策でした。1971年に当時フランス大統領であったジョージ・ポンピドゥー (George Pompidu) の主導で麻薬対策グループが創設され、各国の関係閣僚が2、3回会合を開き、麻薬対と情報交換をしていた。さらに1989年には ミッテラン (François Mitterrand) 大統領のイニシアテブにより、「欧州麻薬対策委員会」(*CELAD: Comité européen de lutte anti-drogue*) が設立されました。当委員会は公衆衛生政策・社会政策の分野において、麻薬の密売人の摘発と麻薬中毒患者に関しての加盟各国の協力関係の調整をしていました⁶⁾。こうして、欧州レベルで正式な麻薬対策を検討する仕組みが生まれたのです。

2) 現行のEU 刑事・司法政策

上記 *TREVI*、*CELAD*での活動はシェンゲン協定発効と共にEU 刑事・司法政策にたどり着きます。同協定原調印国はベネルクス、ドイツ、フランスの5か国(1985年)であったものが、現在では20か国に加えて、EU加盟国ではないノルウェーや、スイスも2010年から加盟しました。しかしEU加盟国のイギリスは加盟しておらず、独自の国境管理を実施しています。

同協定加盟国域内では人の移動が自由となった。この「自由な移動」を確保するためには実は大きなコントロール装置が必要なのです。ただ単に無制限な自由が認められているわけではありません。同協定以後のEU共通政策はどのようにして外部からの脅威、リスクの侵入を防ぐか、そして内部に存在する脅威、リスク要素をどう共通管理するかに重点が置かれています。

1992年調印のマーストリヒト条約ではEUの3つの柱が採択され、「ヨーロッパ共同体」、「共通対外政策と安全保障」、「司法・内務協力」という分野を設けて域内の発展が目指されました。1997年のアムステルダム条約では「司法・内務協力」は「刑事分野における警察と司法協力」となった。ここで初めて同分野がEUの正式議題に上ったのである。さらにリスボン条約(2009年発効)では第82条から89条において「刑事事件における司法協力警察協力」として同分野の枠組みが明記されたのです⁷⁾。

こうしたEUの取り組みを推進する機関として、以下の機関が整備されました。欧州警察機関(以

下ユーロポール)は1992年のマーストリヒト条約でその設立が合意され、1998年にユーロポール協定が批准、1999年より正式運用された組織である。オランダのハーグに本部があり、職員数は約620名で、EU加盟の27か国とオーストラリア、カナダ、アメリカ、ノルウェー、ロシア等がパートナーとして参加しています。このユーロポールの目的は重大な国際犯罪の予防・摘発に向けたEUの法執行活動を支援することを使命としています。しかし、ユーロポールの任務はFBIと違い、法執行権を持たず、各国の捜査を調整することです。ユーロポールの人員は加盟国から派遣された文民警察官、ジャンダルムリ、情報機関員等で構成されています。彼らは“SIENA”(Secure Information Exchange Network Application)と名付けられた情報システムを利用し、加盟国が有する犯罪情報を共有しています。つまり、ユーロポールの最大の役割とは犯罪活動に関する情報の分析と情報交換を管理することであり、加盟各国のサービスの効率性改善と、テロ重大な国際的犯罪行為対策と予防の枠組み内で協力する場を提供すること、脅威に関しての評価を調査・分析する事です。ここで言うところの重大な国際的犯罪行為とは不法な麻薬取引、テロリズム、不法移民、人身売買、未成年者への性的搾取、贋作、著作権法違反商品、マネーロンダリング等です。特にEUの共通通貨ユーロの偽札対策に関しては中心的な役割を果たしている。ユーロポールは、2010年よりEUの「機関(Agence)」しての地位を与えられたが、これはリスボン条約のユーロポール強化に基づくもので、これまで担ってきた調整機能だけでなく、実戦行動の可能性も視野に入れています。

欧州司法機関(以下ユーロジャスト)はユーロジャストは2002年に設立され、加盟国内の捜査と訴追に関し、二か国あるいは複数の加盟国の権限を有する当局により取られる行動協調の改善、国際共助と身柄引き渡し事案の円滑な遂行への援助、加盟国の権限当局の効果的な捜査、訴追するための援助を行い、ユーロジャストは各構成国から切り離された検察官、司法官、同様の権限を持つ。2011年には269人が働いており、加盟国から派遣された42人の検察官、司法官、警察官が含まれる。ユーロジャストは各国が設置する捜査共同班の活動を支援する。年々、ユーロジャストが取り扱う件数が増加し、発足当時2002年には202件であったのが、2011年には1441件になった。内容は2010-2011年において、麻薬取引が242件、偽造・詐欺が218件、組織犯罪関連が197件、テロは27件でした。

「欧州警察学院」は2005年に設立され、本部はイギリスのロンドンから70kmのブラムヒル(Bramshill)に置かれています。EUが東方に拡大され、シェンゲン協定加盟国と非加盟国を区切る境も東方へ移動しました。例えばバルト諸国、ポーランドが同協定に加盟したので、そこがロシア、ベラルーシ、ウクライナとの同協定上の境となりました。それらの国々との国境は以前から当然存在していたが、同協定加盟国、非加盟国の境は別な意味を持ちます。つまり、シェンゲン協定加盟国内では移動が自由なため、この境が突破されると、コントロールなしに20か国内(特に主要旧西側諸国、スイス)を移動できるのです。この境は同協定加盟国域内を守るいわば城壁であり、難攻不落でなくてはならないのです。このために近代的な国境の管理のノウハウを旧東側諸国に教える仕組みが必要

となり、EUから近代的国境警備システム整備に補助金が出されています。現代的「国境の管理」とは外国人出入国管理だけではなく、テロ対策、麻薬取引、サイバー犯罪に代表される違法なモノ、カネ、サービスを監視しなければいけません。このため同分野で進んでいる旧西側諸国の警察のノウハウ、技術を取り入れる必要がありました。さらに、EU各国の警察官の交流という事を通して、各国警察の信頼醸成に一役買おうというのです。欧州警察学院の資料によると、2011年には約4000名のEU加盟国警察官が研修に参加しました。また、新しい試みとして、インターネット上で各種の研修を受けられるプログラムも開発されました。時間がない、上司の許可がある等、欧州警察学院での研修に参加しにくい警察官でも、インターネットを通して研修が受けられるのです。また欧州警察学院は当然ながらユーロポール、ユーロジャストとも協力関係を築き、情報の共有、交換をしています。

3) 複雑なEU諸国の警察制度：警察制度の異質性、多様性

上記、EUの警察・司法協力の様々な枠組みを見てきました。制度としては成功しているように見受けられますが、実は大小の不協和音を抱えています。それは第一に各加盟国において警察・司法制度が大きく異なる点です。私たち日本人は「EU諸国の警察制度は大体、みな同じではないか」と想像しがちですが、警察制度とはその国の歴史、社会の成り立ちに影響されるので、実はその制度は各国で異なります。司法制度も英米法系の国もあれば、大陸法系の国もあります。警察制度を例に挙げると、例えば経済危機で「PIGS」と揶揄されている、ポルトガル、アイルランド、ギリシャ、スペインは、アイルランドを除いて、1970年、80年を通して、軍政から民政に移管した国々です。上記3か国は軍事独裁が続いて、警察制度も軍事政権維持目的的政治警察が重視され、警察と言えば国民抑圧・監視機関の代名詞でした。この為、70、80年代は警察の「民主化」、「非軍事化」が必要になりました。警察幹部は軍事学校卒業者で占められていた等、民主的な警察における警察官の職業性訓練が必要であり、警察官の意識改革も進められました。この点、他の民主主義的な警察の運用に努めてきたEU主要国（独、仏、英）の警察とは既に性格が異なります。

次にEU東方拡大に伴い、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア等の旧東側諸国がEUに加盟しましたが、それらの国々は旧体制下において、警察は国民の為でなく、監視、弾圧機関として機能していました。このため、警察制度の民主化、警察官の腐敗防止が急務でありました。EUとは民主、自由、人道主義を理念としているので、加盟国にその理念実現を要求しています。旧東側諸国の警察あるいは懲治施設の民主的運用、警察活動の適正化、警察官（警察官だけでなくその他の公務員も）の腐敗対策が要求されています。EUからの圧力、援助でかなり改善されていると聞くと、なかなか劇的に改善されるものではないのです。

こうした異質性、多様性を内包するEU諸国の警察ですが、何種類かに分類できます。まず、大陸系と英米系警察制度という分類法です。大陸系とは主にフランスの警察をさし、英米系というのはイ

ギリスの警察制度です。大陸系、英米系警察制度の違いはその法制度の違いからも招来されますが、大きな違いは、大陸系は警察力が中央集権され、政治警察という部門が発達していることです。英米系は非中央分権化され、コミュニティー・ポリシングという地域住民との対話を基にした警察活動を展開します。

少し古い研究なのですが、次にTupmanの分類による警察の類型化です。彼はEU各国の警察を以下、ナポレオン型 (Napoleonic)、国家型 (National)、非中央集権型 (Decentralised)⁸⁾と分類しました。ナポレオン型は名前の通り、ナポレオンの対外戦争の影響を受けている国で、警察制度は中央集権化され、特に内務省が警察関係を管轄しています。そして、ジャンダルムリ⁹⁾という軍人の身分を有する隊員が、行政・司法警察活動を民間人に対しても行う、準警察組織¹⁰⁾が存在します。しかし、近年、ジャンダルムリの非軍事化 (démilitarisation) が各国で進んでおり、フランスでも国防省から内務省に諸権限が移管されました¹¹⁾。

国家型というのは、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、スウェーデン等、北欧諸国で、小さな人口の国が多い。国が専ら大きな警察業務を行い、ジャンダルムリのような準軍事警察組織もなく、単一の国家警察が地方警察よりも権限を持ち治安を担当しているタイプです。

非中央集権型の代表例はドイツ、イギリスということが出来る。例えばドイツでは連邦と各州によって警察が存在し、イギリスではいわゆるコミュニティー・ポリシングとあって地域に根差した警察活動をしているし、近隣警戒制度が存在し、住民が警察活動に協力している。こうした成立過程、目的が異なるタイプの警察組織の垣根を越えて、警察援助・共助するのがEUの共通政策であり、そのため地ならし、運営というのは大変であろうことがわかるかと思えます。

ここでEU加盟国間の司法や捜査協力のむずかしさを示す一例を取り上げたいと思います。カリンカ事件 (クロバック医師事件) と呼ばれる事件です。事件のあらまは、1982年当時15歳であったカリンカという少女が、義理の父であった医師、クロバック氏のドイツの家で死体となって発見された。彼女には性的乱暴の跡があり、また、血液から薬物反応が検出され、クロバック氏への疑いがかけられたが、現地検察局は彼に帰する罪状は無としてこの事件を処理した。一方、カリンカの実父が在住するフランスで、実父がフランス当局に捜査を要請し、受理された。彼女の遺体が司法解剖に付されたが、生殖器の部分が完全に切り取られており、新情報を得るにはいたらなかった。しかし、1993年パリ控訴院はクロバック医師に対する十分な嫌疑、カリンカを殺害する意志が存在するとして、パリ重罪院に送致した。1995年、パリ重罪院は被告人不在のまま、故意でない殺人罪を適用、15年の拘禁刑を宣告した。カリンカの死後、ドイツに留まっていたクロバック医師は1997年にはドイツで16歳の少女に対する暴行で執行猶予付き2年の懲役の判決を受けた。またクロバック医師は欧州人権裁判所にフランス司法が欠席裁判で自分に有罪判決を宣告したことに関し、欧州人権条約違反としてフランス政府を提訴し、2001年に欧州人権裁判所は欠席裁判という手法が欧州人権条約に違

反ずるとして、フランスに賠償を命じた。2004年には新しく創設された欧州共同逮捕状制度に基づき、ドイツに引き渡しを要請したが、ドイツは「一事不再理」を理由に引き渡しを拒絶していた。

こう着状態が続くと思われていたが事態が急転する。2009年10月18日、クロバック医師は、頭部を負傷し、紐でぐるぐる巻きにされ、手錠を掛けられた状態でフランスの独仏国境に近いミュールーズ市の道路で発見された。クロバック医師にはフランスから国際手配、欧州共同逮捕状が出されており、フランス警察当局は彼を拘留、裁判にかけた。クロバック医師が発見された現場近くでカリンカ実父が逮捕され、彼がクロバック医師をドイツから実力でフランス領内に連れ込んだのは明らかでした。結局、この事件の最終審が2012年12月に結審し、クロバック医師の有罪が確定した。この事例を見てわかる通り、ドイツとフランスというEUの両輪の国ですら、このような問題が存在します。

2 2002年以降のフランス共和国大統領選挙とEU的キーワード：治安・移民問題

1) 2002年の大統領選挙：極右政党躍進の衝撃

2002年4月21日国民戦線の候補、ルベン氏が決選投票に残ったことは、「政治的大地震」(*Séisme politique*)と言われるほどの衝撃を与え、その後のフランス政局の潮流を形成したように思われる。つまり、治安・移民問題です。国民戦線は1972年にルベン氏により設立され政党で、「フランス人のためのフランス」が党是です。このため、移民の制限、外国人管理の強化、死刑制度の復活、EUからの離脱を標榜していた。しかし、国民戦線は幾つかの南仏に位置する都市の市長や欧州議会議員に数人を当選させていたが、国政において大きな政治的うねりを生み出すまでにはいたらなかった。ではなぜ、2002年の決選投票に残ったのでしょうか。主な理由は2つあると考えられています。

第1の要因は左派系候補乱立と投票率低下が挙げられます。2002年選挙では16人の候補者が乱立し、特に左派系候補者の1本化に失敗し、このため、左派支持層の票が分散しました。次に投票率に低下は、確かに政治不信から政治無関心層がいることは否めないが、大きな原因は事前の世論調査結果であったといわれています。早い段階から現職シラク (Jacques Chirac) 大統領と首相のジョスパン (Lionel Jospin) 氏の一騎打ちと見られており、各種世論調査もそれを示し、そのことは繰り返し、メディアを通して流された。この為、多くの有権者が「早くから第1回投票に行かなくとも、決選投票に上記有力候補が残るのだ、別に自分が投票に行かなくてもいい」と判断したことは否定できないのです。こうして投票率が低下し、左派が期待していた浮動票が入らなくなったことが挙げられます。一方、この投票率低下は従来からの支持票を固めたルベン氏に有利に働いたのです。

第2の要因は犯罪、特に体感治安不安が増加したことが指摘されます。シラク共和国大統領、ジョスパン首相のコアピタシオンが開始された1997年には3493442件の警察の犯罪認知件数がありました。それが1998年には3565525件(前年度比2.06%)、1999年には3567864件(0.09%)、2000年には

3771849件（5.7%）、2001年には4061792件（7.69%）、2002年には4113882件（1.2%）を記録しました。実にジョスパン政府のもと、50万件も犯罪が増加したことになります。確かに統計上、犯罪は増加していました。ただこれは1997年からジョスパン政府が開始した治安改革：地域安全制度、近隣警察を導入した結果です。上記治安改革の目的は警察が住民と共に治安を共同で作りに出していくという事でした。住民に悪評であった警察官の接遇態度改善、住民の要望、犯罪被害の申告をし易くする体制を整え、そのお蔭で、今まで犯罪被害の申告を躊躇っていた住民が犯罪被害の申告をし始めたのです。この為、犯罪統計が増加したと考えられています。しかし、シラク陣営、ルペン陣営からは社会党が犯罪対策をおろそかにしているとの批判がなされたのです。また、上記統計上の問題を別にして、「体感治安不安」が増大し、2001年以後、多くのメディアから犯罪被害の報道、あなたの近くに犯罪者がいるといった類の番組、ニュースが次々の放映されました。あるいは2001年9・11のテロという特殊状況も重なり、通常、治安問題に無縁な平穏な農村部の有権者までがテレビのブラウン管を通して「体感治安不安」を覚えてしまったのです。さらに有権者の体感治安不安感を決定づける事件が第1回目投票日の3日前に発生しました。オルレアン市に住む、当時72歳の男性宅に賊が押し入り、その老人に暴行をしたうえ、家を放火するという事件が発生、全焼した自宅の前で茫然自失して立ち尽くすケガをした老人の姿の映像に人々は怒りを感じたのです。そしてこの可哀そうな被害老人の映像は何度もテレビで放映されました。政府の治安問題への無策、社会党の治安への弱腰という非難が当然、湧きあがり、これがジョスパン首相への投票に跳ね返ったのです。

2) 2007年共和国大統領選挙：「急ぐ男」(*homme pressé*)、サルコジ氏の当選

2002年第1回投票後、ジョスパン氏は敗戦の責任をとり、政界から引退。一方、シラク氏は決戦投票で80%もの得票率を得て、二期目に当選した。国民議会選挙も右派は勝利し、シラク共和国大統領はラファラン氏を首相に指名、内務大臣にサルコジ(Nicolas Sarkozy)氏が任命された。同年8月には「国内治安の指針・計画法」(通称サルコジ法)、2003年には「国内治安の為の法律」が可決され、治安対策強化の足掛かりとした。元々、野心家であるサルコジ氏はシラク氏が引退するであろう2007年共和国大統領選を見据え、自分を売り込むために選挙戦で争点となった治安・移民問題を大いに利用し、そしてメディア演出を上手に行いました。内務大臣サルコジ氏が行く先々になぜかメディアが待ち構え、多くのカメラが居並ぶ中で現地視察を行い、また、移民街の視察では挑発的な言葉を投げかけ、非難と共に共感を受けたのでした。このようにして、治安の回復、移民対策、国民のために動くアクティブな政治家とのイメージを国民に植え付けることに成功し、「サルコショー」(サルコジとShowをかけたもの)とか「急ぐ男」というニックネームが付けられた。こうしたメディア露出により急速に人気上昇、右派の最有力候補となった。

2005年10月末にパリ郊外で警察に追われて変電所へ逃げ込んだ移民系少年2名が死亡した事件が

発生した。これを発端に同地区で暴動が起これ、この暴動は全国の移民街に瞬く間に波及した。通常の措置ではこの暴動を抑えることができず、政府は危急事態法に基づき、夜間外出禁止令を布告、事態を収めようとした。この暴動は結局21日間続き、死者はでなかったが、全国で約9100台の自動車燃やされた。これを境にサルコジ氏の言動、治安政策が批判されるようになりました。本当に移民対策、犯罪対策の強化だけでいいのか、移民や、犯罪を防止するような社会を作るべきでないかという意見です。

2007年共和国大統領選が近づくとつれ、左派は2002年の候補者乱立の経験から、一本化の試みがなされた。社会党支持者は「左派系弱小候補に投票するのではなく、第1回投票から社会党候補に投票するように」呼びかけた。サルコジ氏はルペン氏支持層の取り込みを図るべく、治安・移民問題に取り組んでいる姿をアピールしました。

こうして2007年共和国大統領選は三つ巴、サルコジ氏、社会党候補ロワイヤル (Ségolène Royal) 女史、ルペン氏の戦いであると推測された。しかし、第1回投票では、投票率は約84%、サルコジ氏が得票率31.18% (約1100万票)、ロワイヤル女史25.87% (約950万票)、バイルー (François Bayrou) 氏18.57% (620万票)、ルペン氏10.44% (380万票) となった。投票を分析するとサルコジ氏が得票を伸ばし、ルペン氏が前回の得票からルペン氏は480万あったのが、380万票に減少、ルペン支持層がサルコジ氏に流れたことが推測された。バイルー氏は中道で、右派でサルコジ氏が率いるUMP (国民連合運動) と左派社会党の政治に嫌気をさした有権者の票が流れたものと推測された。こうして決戦投票はサルコジ氏とロワイヤル女史となった。結果はサルコジ氏が選出されました。

こうして共和国大統領に当選したサルコジ氏でしたが、彼が当選、就任して物議を醸したのは彼の行動・態度であった。当選当夜、彼はパリ、シャンゼリゼ通りにある高級レストランを借り切り、選挙戦を戦ってきたスタッフや自分を支持した政治家、経済人、芸能人を慰労した。また、これ見よがしにスイス製高級時計を見せつけたり、共和国大統領就任後、初めての夏のバカンスは高級ヨットに、高級リゾートで豪華に過ごしたりした。これらがメディアで報道されると、右派陣営からも非難が巻き起こった。何故なら国民の多くが生活苦を訴えている中であつたからである。このような芸能人を思わせる生活を派手な生活は「bling bling」(もともとはラップ歌手が付ける光物のアクセサリーを指す俗語)といわれ、2007年の流行語にもなりました。

就任当初は支持率も高かったのですが、次第に支持率が低下し始めた。国民は購買力増加、失業対策などの経済政策の優先を求めたのです。ただ、2005年にフランス全土の移民街での発生した暴動により、犯罪に対する強権的な手段では解決できないことが明白となり、強権的な手法を一部修正した。しかし、移民、犯罪者対策は国民にわかりやすく受けもよいので、同時に同分野での政策を強化しました。例えば2007年3月5日付「犯罪の予防に関する法律」では監視・防犯カメラ設置の促進と犯罪防止分野での市町村長権限の強化、2007年8月10日付「成年と未成年の再犯対策を強化する法律」

では再犯者への刑期かさ上げ、未成年犯罪者への刑罰強化し、2011年3月14日「国内治安パフォーマンスのための計画・指針の法律」(LOPPSI2)ではサイバー犯罪対策、成年の同伴者を伴わない13歳以下の未成年夜間外出禁止を県地方長官(*Préfet*)¹²⁾が命令できること、交通安全対策などを盛り込んだ。また、大きな事件・事故があれば、現場にカメラを引き連れ急行した。

一方、2007年共和国大統領選挙で票を食われた国民戦線であるが、2009年に行われた欧州議会選挙において、国民戦線はフランスに割り当てられた議席78議席のうち7議席を獲得、獲得得票率は約10%、2004年欧州議会選挙からの議席の増減はなかったが、1999年の獲得得票率5,69%(5議席獲得)と比べると、依然、その勢いが衰えていなかった。

3) 2012年共和国大統領選挙：政権交代、17年ぶりの社会党の大統領

2011年10月にフランス社会党で候補者を決める党员投票が行われ、同党元第一書記フランソワ・オランド(François Holland)氏が選出された。その後、サルコジ氏も立候補を表明し、本格的な選挙戦がスタートした。選挙戦では治安・移民問題は重要な争点とならず、サルコジ氏の5年の実績、深刻化し始めたEU経済、フランス国内経済をどう立て直すかに焦点が当てられていました。また、世論調査では父から国民戦線代表の座を引き継ぎ、父と違うカラーの方針を打ち出し、極右政党というイメージからの脱却を図る、娘のマリン・ルペン(Marine LePen)女史も善戦が期待され、経済不況の進展から、旧共産党、急進左派層を急速に取り込みだした、急進左派のメラニョン氏が勢いづいていた。

こうした中、共和国大統領選挙第1回投票を控えた3月中旬、トゥールーズ市近郊でスクーターに乗った男が道を歩いている軍人を銃で射殺する事件が立て続けに発生した。警察は当初、これらの事件は軍人を標的にしたものであると考えていた。しかし、3月19日に同一犯と思われる男がユダヤ人学校を襲撃、4人が死亡し、犯人は逃走した。これを受け、政府は反ユダヤ主義に基づく、テロ事件と断定、警察が捜査を進め、犯人は同市に住む、アルジェリア系移民のフランス人の青年、モハメド・メラ(Mohamed Merah)と断定し、容疑者宅を包囲、投降を促すも、拒否。最終的には警察特殊部隊が突入して、容疑者を射殺し、この事件は解決しました。

しかし、彼はパキスタン、アフガニスタンへの渡航歴があるということで警察当局から要注意人物とされていたこと、あるいは米国航空機搭乗拒否リストに彼の名前が記載されていたという事が事件後発覚し、警察の監視体制のゆるさ、ジハーディスト(*djihadistes*)と呼ばれるイスラム聖戦主義者の存在を国民は気づかされた。ジハーディストとはイスラム原理主義に基づき、イスラム教の教えに敵対する価値、人物、国を倒す聖戦(ジハード)を行う者とされる。この聖戦を行うためにテロ手段が用いられ、パキスタン等に存在するイスラム神学校でイスラム原理主義を学び、現地にある軍事訓練学校でテロ技術の訓練を受けたり、パキスタン、アフガニスタン、チェチェンで実戦参加したりして、EU諸国

に帰国し、テロ行為等を実行するのです。このジハーディストのリクルートにはEU諸国のイスラム原理主義者のイマーム（イスラム教師）や原理主義グループが介在し、移民コミュニティ、インターネットなどを通して、EU諸国のイスラム系移民子弟をリクルートする。彼らの多くが差別や同化問題で疎外感抱き、その国の社会、制度に反感を抱いたり、自分のアイデンティティーで悩んでいたりして、そこにイスラム原理主義者が付けこむのです。ですからこの問題は決してフランスだけの問題ではなく、フランスと同じ様に移民系子弟の同化問題を抱える他のEU諸国にとっても大きな悩みの種でした。

共和国大統領選挙は、この事件を受け、各候補は選挙戦を一時中断し、現地入りを果たした。左派系候補はこの事件をサルコジ、ルペン陣営が政治利用する事を恐れた。実際、サルコジ氏に有利に働くと言われた。しかし、それほどサルコジ氏に有利に働かなかった。要は、有権者はサルコジ氏にうんざりしていたのである。

第1回投票は投票率79.48%、オランド氏が約1000万票（28.63%）、サルコジ氏が約970万票（27.18%）を獲得し両者が決選投票に進んだ。では国民戦線のマリン・ルペン女史への投票行動はどう分析されるのだろうか？これは大統領選挙後に行われた国民議会選挙で14年ぶりに2名の国民戦線所属議員が誕生していることから明らかです。ルペン女史は国民戦線過去最高の得票数、約640万票（17.9%）を獲得した。これはルペン女史が2007年にサルコジ氏に取られた票を取り返したばかりか、上積みを得たことになる¹³⁾。有権者が国民戦線への投票を躊躇しなくなり、他の政党と同列に扱われるようになった。確かに未だ同党に対する批判は多いものの、「極右政党」から「普通の政党」への転換が現実のものとなりつつある。

まとめ

過去の負の歴史的経緯を乗り越えて地域共同体を誕生させ、歴史的な和解をなしたEU諸国ですが、今、彼らをグローバリゼーションの波、経済危機が襲っている。こうした不安定な時代には極端な主張する勢力が台頭してきます。ドイツネオナチによる人種的偏見に基づく犯罪の多発、オランダ、デンマーク、スウェーデンなどの伝統的に移民、難民に寛容であった国々での極右勢力の台頭、旧東側諸国での極右政党台頭、EU加盟国ではないが（シェンゲン協定加盟国）ノルウェーのオスロで2011年7月に発生した連続テロ、大量殺戮事件はまさにこのことを象徴する出来事です。

2012年共和国大統領選挙では治安・移民問題はメラ事件という最悪の事態で現れたにもかかわらず、同問題は重要な争点とはなりません。オランド新共和国大統領の下、内務大臣に任命されたマニエル・ヴァルス（Manuel Valls）氏は左派政権として治安・移民政策を任せられました。彼は甘いマスクも手伝い、今やフランスでナンバーワン人気の政治家になり、フランス国民は内務大臣の動向に関心を寄せています。そして2012年夏、彼がした仕事は「ロマ」（Roma）と呼ばれる漂泊民族対策、イス

ラム原理主義イマームの国外追放、警察官の職務質問に関して、特に移民系子弟が日に何回も職務質問を受けているとの批判から、職務質問事後通報制度導入し、警察官の恣意的職務質問を抑制しようというものでした。そしてフランス国籍取得に関してサルコジ政権以前の状態に戻すと彼は発言しました。しかし、そこに何か新しい移民政策を見いだせるものではありません、ただ選挙では争点になりませんでした。治安・移民分野への国民の関心が高く、何らかの治安・移民政策上のアクションを起こす必要があっただけです。このように治安・移民政策は左右両派にとり避けては通れない内政問題であり、EU 共通問題であり、左派政権も世論の動向を見極めながら対処していくしか無いのです。

註

- 1) 本稿は2012年1月25日に行われた世界問題研究所第7回研究会での発表を基にしています。
- 2) 治安と移民問題を同時に扱うことはできないとする意見もある、つまり、治安問題＝移民という図式で単純に語れない。しかし、本稿では便宜上、治安・移民問題と表現を使用する。
- 3) 欧州警察協力研究会「欧州警察協力の新展開 (1)」『上智法学論集、45(1)』2001年、105-109頁。
- 4) Magali Sabatier, *La coopération policière européenne*, L'Harmattan, 2003, pp. 36-38.
- 5) 当時は欧州共同体 (EC)、欧州連合 (EU) が発足しておらず、欧州原子力共同体、欧州石炭鉄鋼共同体、欧州経済共同体という大きな3共同体が存在していた。
- 6) Magali Sabatier, *op.cit.*, pp. 51-53.
- 7) 参照 小林勝『リスボン条約』御茶の水書房、2009、99-107頁。
- 8) Bill Tupman, Alison Tupman, *Policing in Europe uniform in Diversity*, Intellect, 1999, pp. 12-16.
- 9) 憲兵隊と訳すことも可能であるが、ジャンダルムリが民間人も対象に行政、司法警察権を行使する事を鑑み、本稿ではジャンダルムリと訳します。
- 10) 遠藤哲也「サード・フォース 軍事作用と警察作用の狭間」『警察政策 第7巻』2006年、125-150頁。
- 11) ベルギーでは1990年代から、ジャンダルムリの改革が進み、2001年には解体され、内務省・司法省の連邦警察に吸収された。2005年オーストリア、1999年ルクセンブルグでもジャンダルムリが警察機構に移管されている。フランスの場合、国防省から権限を移管されたとはいえ、ジャンダルムリ隊員は軍人として地位を有し、軍人としての訓練、懲戒を受ける、そして国防大臣は法的後見人の資格を有する。
- 12) 県知事と訳すこともできるが、内務省から派遣される官選の役職であり、公選される日本、アメリカの州知事と役割が異なるので、県地方長官と訳す。県地方長官は「県における国の代表者」で国防と国民教育分野以外で幅広い権限を有する。市町村長、共和国検察官と並んで地方の犯罪対策のキーパーソンである。
- 13) Bernard Alidières, « un renouveau du vote Front national ? » f.hypotheses.org/.../atlas_fn_4d79457840edd.pdf

参考文献

- 遠藤哲也「サード・フォース 軍事作用と警察作用の狭間」『警察政策 第7巻』2006年
 小林勝『リスボン条約』御茶の水書房、2009年
 欧州警察協力研究会「欧州警察協力の新展開 (1)」『上智法学論集、45(1)』2001年
 Bill Tupman, Alison tupman, *Policing in Europe uniform in Diversity*, Intellect, 1999.
 Jacqueline Montain-Domenach, *L'Europe de la sécurité intérieure*, Montchrestien, Paris, 1999.
 Magali Sabatier, *La coopération policière européenne*, L'Harmattan, Paris, 2003.